



各都道府県・指定都市教育委員会労働安全衛生主管課長
 各都道府県私立学校主管課長
 各国立大学法人担当課長
 大学を設置する各地方公共団体担当課長
 各公立大学法人担当課長
 文部科学大臣所轄各学校法人担当課長
 大学を設置する各学校設置会社担当課長
 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
 構造改革特別区域法第12条第1項
 の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
 各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
 各都道府県専修学校各種学校主管課長
 独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
 都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

久保田達也



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

森 孝



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

三 谷 卓 也



(印影印刷)

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

蝦 名 喜



(印影印刷)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による
 改正後の労働安全衛生法等の施行について（通知）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の内容等が、別添1のとおり厚生労働省から各都道府県労働局に対して通知されました。

今回の改正では、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、一定の時間を超えて労働させた労働者の氏名等の情報や健康診断実施後の措置の内容等に関する情報等を産業医等に対して提供しなければならないこととしたり、産業医の勧告の内容等を衛生委員会等に報告しなければならないこととしたりするなど、産業医・産業保健機能の強化が図られています。また、医師による面接指導の対象となる労働者の要件を、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者に見直すとともに、当該超えた時間が80時間を超えた労働者に対しては、速やかに、当該超えた時間に関する情報を通知しなければならないこととするなど、面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化することとされています。さらに、教師の勤務時間管理については、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」（平成30年2月9日付け30文科初第1437号）等により、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握するよう周知してきたところですが、今回の改正では、労働者の労働時間の状況を客観的な方法等により把握しなければならないことが明記されました。これらの規定は、公立学校を含む学校現場にも適用されます。

ついては、今回の法律等の改正の内容について周知徹底し、労働安全対策に万全を期していただくとともに、各都道府県教育委員会労働安全衛生主管課長においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課長においては所轄の学校法人に対して、各国立大学法人担当課長、大学を設置する各地方公共団体担当課長、各公立大学法人担当課長、文部科学大臣所轄各学校法人担当課長及び大学を設置する各学校設置会社担当課長においてはその設置する学校（専修学校を含む。）に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長においては所轄の学校設置会社に対して、各都道府県専修学校各種学校主管課長及び各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長においては所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長においては所管の学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては域内の市区町村認定こども園主管課並びに所轄の認定こども園に対しても、このことについて周知されるようお願いいたします。

なお、このことについては、別添2及び別添3のとおり総務省より各都道府県・指定都市総務部及び人事委員会に対して通知されていますので申し添えます。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 企画調整係

TEL：03-6734-4950

E-mail：kenshoku@next.go.jp